

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

〔事業報告〕

- ・ 企業集団の主要な事務所の状況
- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 内部統制基本方針
- ・ 特定完全子会社に関する事項

〔連結計算書類〕

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

〔計算書類〕

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

SOMPOホールディングス株式会社

事業報告の「保険持株会社の現況に関する事項」の「企業集団の主要な事務所の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」の「内部統制基本方針」および「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sompo-hd.com/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

企業集団の主要な事務所の状況

イ 保険持株会社の状況

(2019年3月31日現在)

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2010年4月1日

ロ 子法人等の状況

(2019年3月31日現在)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1976年7月21日
	セゾン自動車火災保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	1982年9月22日
	そんぽ24損害保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	2000年7月24日
	損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	2011年7月1日
海外保険事業	Sompo International Holdings Ltd.	本社	Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke HM08 Bermuda	2017年3月24日
	Sompo Seguros S.A.	本社	Rua Cubatão, 320, Paraíso São Paulo- SP, CEP04013-001- Brazil	2014年10月21日
国内生命保険事業	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	本社	東京都新宿区西新宿六丁目13番1号	2011年10月1日
介護・ヘルスケア事業	SOMP Oケア株式会社	本社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	2017年7月1日
	SOMP Oヘルスサポート株式会社	本社	東京都千代田区神田淡路町一丁目2番3号	2018年10月1日
その他	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	本社	東京都中央区日本橋二丁目2番16号	2009年11月24日
	SOMP Oリスクマネジメント株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号	2006年12月4日
	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	1999年5月10日

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く。)	N K S J ホールディングス株式会社第23回新株予約権 ・新株予約権の数 : 22個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式 550株 (新株予約権1個当たりの株式数：25株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額：1円 ・新株予約権の行使期間 : 2010年8月17日から 2035年8月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注1)	1名
	N K S J ホールディングス株式会社第24回新株予約権 ・新株予約権の数 : 62個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式 6,200株 (新株予約権1個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額：1円 ・新株予約権の行使期間 : 2011年11月1日から 2036年10月31日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注1)	2名
	N K S J ホールディングス株式会社第25回新株予約権 ・新株予約権の数 : 157個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式 15,700株 (新株予約権1個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額：1円 ・新株予約権の行使期間 : 2012年8月14日から 2037年8月13日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注1)	3名
	N K S J ホールディングス株式会社第26回新株予約権 ・新株予約権の数 : 83個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式 8,300株 (新株予約権1個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額：1円 ・新株予約権の行使期間 : 2013年8月13日から 2038年8月12日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注1)	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く。)	NK S Jホールディングス株式会社第27回新株予約権 <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 103個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数: 普通株式 10,300株 (新株予約権1個当たりの株式数: 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額: 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2014年8月15日から 2039年8月14日まで ・新株予約権の主な権利行使条件:(注1) 	4名
	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 第28回新株予約権 <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 : 100個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数: 普通株式 10,000株 (新株予約権1個当たりの株式数: 100株) ・新株予約権行使時の1株当たり払込金額: 1円 ・新株予約権の行使期間 : 2015年8月17日から 2040年8月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件:(注1) 	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

注1. 各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます。)は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。

また、新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

2. 本表は、当社が当社の役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権を記載しております。
3. 上記新株予約権の発行時点において、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の取締役または執行役員であった当社取締役は、各社の取締役または執行役員として本新株予約権を付与されており、当事業年度の末日において当社取締役(社外役員を除く。)が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

- ・NK S J ホールディングス株式会社第 23 回新株予約権： 804 個
(普通株式 20,100 株)
- ・NK S J ホールディングス株式会社第 24 回新株予約権： 189 個
(普通株式 18,900 株)
- ・NK S J ホールディングス株式会社第 25 回新株予約権： 127 個
(普通株式 12,700 株)
- ・NK S J ホールディングス株式会社第 26 回新株予約権： 77 個
(普通株式 7,700 株)
- ・NK S J ホールディングス株式会社第 27 回新株予約権： 92 個
(普通株式 9,200 株)
- ・損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第 28 回新株予約権： 38 個
(普通株式 3,800 株)

4. 当社設立に際し、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、2010 年 4 月 1 日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権（第 1 回新株予約権から第 22 回新株予約権まで）を交付いたしました。当事業年度の末日において当社の役員が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

- ・NK S J ホールディングス株式会社第 15 回新株予約権： 197 個
(普通株式 4,925 株)
- ・NK S J ホールディングス株式会社第 16 回新株予約権： 342 個
(普通株式 8,550 株)

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備内容の概要

当社は、SOMPPOホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

当社は、2019年3月26日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の改定（2019年4月1日付け）を決議しております。改定後のグループの「内部統制基本方針」につきましては、次のとおりです。

<内部統制基本方針>

当社は、SOMPPOホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

なお、基本方針に基づくグループの統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンをグループ各社に示します。
- (2) 「SOMPPOホールディングスグループ グループ会社経営管理基本方針」を定め、経営管理契約を締結するなどにより、当社が直接またはグループ会社を通じて、適切にグループ各社の経営管理を行うとともに、適切に株主権を行使します。
- (3) グループ各社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認・報告制度を整備します。
- (4) 当社グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定し、グループ各社に周知するとともに遵守を求めます。また、グループ各社に、事業実態に応じて規程を策定させるなど、これに基づく体制を整備させます。
- (5) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、当社グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

- (6) 「S O M P Oホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 当社グループにおいて、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「S O M P Oホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」および「S O M P Oホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、当社グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) 事業年度ごとに「グループ コンプライアンス推進方針」を策定し、コンプライアンスに関する取組みを計画的に推進するとともに、コンプライアンスの推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 当社グループにおいて、不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5) 「S O M P Oホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」を定め、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。
- (6) 「S O M P Oホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」を定め、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「S O M P Oホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を定め、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、お客さまの情報の管理を適切に行います。
- (8) 「S O M P Oホールディングスグループ セキュリティポリシー」を定め、当社グループにおける情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。

- (9) 「S O M P Oホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、お客さまの利益を不当に害する利益相反取引を防止する体制を整備します。
- (10) 「S O M P Oホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」を定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「S O M P Oホールディングスグループ E R M基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたE R M「戦略的リスク経営」を実践します。

- (1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの体制を整備します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。
- (2) グループ各社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) 当社グループの経営計画を策定し、グループ各社と共有します。
- (2) グループ全体の戦略的課題等について協議するGlobal Executive Committeeおよび管理業務案件等について協議する経営執行協議会(Managerial Administrative Committee)を設置し、当社グループの重要な業務執行に関する事項について協議することで質の高い迅速な意思決定につなげるとともに、専門性・技術性の高い領域についても、十分な審議ができる体制を整備します。
- (3) 当社グループにおいて、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

- (4) 当社グループにおいて規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMP Oホールディングスグループ IT戦略基本方針」を定め、グループIT戦略を策定し、グループITガバナンスを整備するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なグループシステムを構築します。
- (6) 「SOMP Oホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」を定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、当社グループにおける外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMP Oホールディングスグループ 資産運用基本方針」を定め、当社グループの運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMP Oホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「SOMP Oホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMP Oホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、当社グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社グループにおいて必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMP Oホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社グループにおいて、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社グループの内部監査の実効性を確保するため、「S O M P Oホールディングスグループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、グループ全体として効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、「監査役スタッフに関する規程」を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。

- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。なお、グループ各社の役職員についても同様とします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、業務執行に係る重要な会議に出席し、意見を述べる事ができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ各社の監査役との連携およびグループ各社の役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力し、または監査を補助します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称および住所

名称	住所
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

(2) 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計

703,574百万円

(3) 当社の当事業年度の末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した合計額

1,027,464百万円

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	100,045	408,335	603,615	△128,182	983,814
会計方針の変更による累積的影響額			3,529		3,529
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,045	408,335	607,144	△128,182	987,343
当期変動額					
剰余金の配当			△45,208		△45,208
親会社株主に帰属する当期純利益			146,626		146,626
自己株式の取得				△39,127	△39,127
自己株式の処分		△50		295	244
自己株式の消却		△164,112		164,112	—
連結範囲の変動			4,182		4,182
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△164,165	105,600	125,279	66,714
当期末残高	100,045	244,170	712,745	△2,902	1,054,058

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	922,425	7,050	△22,317	△3,205	903,954
会計方針の変更による累積的影響額	△3,529				△3,529
会計方針の変更を反映した当期首残高	918,896	7,050	△22,317	△3,205	900,425
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
連結範囲の変動					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△155,037	△601	△40,620	△346	△196,604
当期変動額合計	△155,037	△601	△40,620	△346	△196,604
当期末残高	763,859	6,449	△62,937	△3,551	703,820

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主分	純資産合計
当期首残高	749	27,692	1,916,210
会計方針の変更による累積的影響額			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	749	27,692	1,916,210
当期変動額			
剰余金の配当			△45,208
親会社株主に帰属する当期純利益			146,626
自己株式の取得			△39,127
自己株式の処分			244
自己株式の消却			—
連結範囲の変動			4,182
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△116	△6,292	△203,013
当期変動額合計	△116	△6,292	△136,298
当期末残高	632	21,399	1,779,911

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)および同規則第118条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 67社

主要な会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
そんぽ24損害保険株式会社
損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社
Sompo International Holdings Ltd.
Endurance Specialty Insurance Ltd.
Sompo America Insurance Company
Endurance Worldwide Insurance Limited
SI Insurance (Europe), SA
Sompo Japan Sigorta Anonim Sirketi
Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.
Sompo Insurance Singapore Pte. Ltd.
Berjaya Sompo Insurance Berhad
PT Sompo Insurance Indonesia
Sompo Insurance China Co., Ltd.
Sompo Insurance (Hong Kong) Company Limited
Sompo Seguros S.A.
Sompo Saude Seguros S.A.
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
SOMP Oケア株式会社
SOMP Oヘルスサポート株式会社
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
SOMP Oリスクマネジメント株式会社
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

Lexon Holding Company他9社は、株式の取得により子会社となったため、当連結会計年度から連結の範囲に含めておりましたが、同社は2018年12月31日付でEndurance U.S. Holdings Corp.を存続会社、同社他4社を消滅会社とする吸収合併により消滅しております。

Sompo Japan Nipponkoa Insurance Company of Europe Limitedは、2019年1月1日付でSI Insurance (Europe), SAと合併し消滅しております。

SOMP Oケアネクスト株式会社は、2018年7月1日付でSOMP Oケア株式会社と合併し消滅しております。なお、SOMP Oケア株式会社は、SOMP Oケアメッセージ株式会社が2018年4月1日付で、社名変更したものであります。

SOMP Oリスクケアマネジメント株式会社（2018年10月1日付でSOMP Oリスクマネジメント株式会社に社名変更）は、2018年10月1日付でヘルスケア事業を分割し、SOMP Oヘルスサポート株式会社を新設しております。これにより、SOMP Oヘルスサポート株式会社を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

Sompo Insurance (Thailand) Public Company Limited

Sompo Japan Nipponkoa Reinsurance Company Limited

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

主要な会社名

日立キャピタル損害保険株式会社

Universal Sompo General Insurance Company Limited

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社（Sompo Insurance (Thailand) Public Company Limited、Sompo Japan Nipponkoa Reinsurance Company Limited他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 当社は、国内損害保険連結子会社を通じて、日本地震再保険株式会社の議決権の26.6%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日はいずれも12月31日であります。決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。
なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- ② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。
- ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。
なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
国内生命保険連結子会社において、保険種類・資産運用方針等により個人保険に小区分を設定し、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションとを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。
- ④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑤ その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- ⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。
- ⑧ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。
海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。
連結子会社の保有する自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
国内連結子会社における所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

⑤ 株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員への当社株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。

⑥ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用は、主として、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

連結子会社は、金利変動に伴う貸付金および債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引で、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を適用しております。

「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

また、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。

また、為替変動に伴う外貨建資産等の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については原則として時価ヘッジを、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を適用しております。外貨建予定取引の円貨建キャッシュ・フローを固定する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジを適用しております。国内保険連結子会社が発行する外貨建社債および外貨建借入金に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については振当処理を適用しております。

なお、ヘッジ有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、発生年度以後10～20年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

(8) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は、主として税抜方式によっております。

ただし、国内保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

米国会計基準を採用している海外連結子会社において、米国財務会計基準審議会会計基準アップデート (ASU) 第2016-01号「金融資産および金融負債の認識および測定」(以下「ASU 2016-01」という。)を当連結会計年度から早期適用しております。

ASU 2016-01では、連結子会社および持分法適用会社への投資を除く持分投資(以下「当該持分投資」という。)は原則として公正価値で評価し、その変動を純損益として認識することが求められております。これを踏まえて、従来、当該海外連結子会社においてその他有価証券に区分していた当該持分投資を、当連結会計年度より売買目的有価証券に変更するとともに、当該持分投資に係る評価差額金の変動額を、連結損益計算書に計上する方法に変更しております。

また、前連結会計年度末の当該持分投資に係るその他有価証券評価差額金を当連結会計年度の期首時点の利益剰余金に振り替えております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が3,529百万円増加するとともに、その他有価証券評価差額金が同額減少しております。なお、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、当社グループの取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し、「役員株式給付規程」(以下「規程」といいます。)を制定し、規程に基づき、将来給付する株式を取得するため、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。(以下「本信託」といいます。)

本制度は、規程に基づき、当社グループの取締役(社外取締役を除く)および執行役員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、株式を給付する仕組みであります。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用およびこれに対応する引当金を計上しております。

当連結会計年度末に本信託に残存する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、帳簿価額は1,518百万円、株式数は550,100株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は399,664百万円、圧縮記帳額は16,958百万円であります。
2. 非連結子会社および関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券(株 式)	22,362百万円
有価証券(出資金)	2,481百万円
3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものではありません。延滞債権額は137百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、「法人税法施行令」(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は35百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は173百万円であります。
4. 担保に供している資産は、有価証券598,778百万円、預貯金56,238百万円および有形固定資産4,837百万円であります。これらは、借入等の担保のほか、海外営業のための供託資産として差し入れている有価証券等であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる債券貸借取引受入担保金227,176百万円、売現先勘定8,977百万円、借入金2,230百万円および預り金47百万円であります。なお、有価証券には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券219,252百万円が含まれております。
5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが340,432百万円含まれております。
6. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は8,879百万円であります。
7. Canopius Reinsurance AGの保険引受に関する債務について、9,049百万円の保証を行っております。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	483,659百万円
給 与	241,980百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. その他特別損失は、連結子会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社における特別転進支援施策に係る特別転進支援加算金等1,009百万円であります。
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	415,352	—	42,021	373,330
合 計	415,352	—	42,021	373,330
自己株式				
普通株式	34,772	8,244	42,112	904
合 計	34,772	8,244	42,112	904

- (注) 1. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式がそれぞれ、596千株、550千株が含まれております。
2. 普通株式の発行済株式の株式数の減少42,021千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加8,244千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加8,238千株、単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少42,112千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少42,021千株、株式給付信託 (B B T) の権利行使に伴う自己株式の処分による減少46千株、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分による減少44千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当 社	ストック・オプションとしての新株予約権	632
	合 計	632

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	20,964	55	2018年3月31日	2018年6月26日
2018年11月19日 取締役会	普通株式	24,243	65	2018年9月30日	2018年12月4日

(注) 1. 2018年6月25日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金32百万円が含まれております。

2. 2018年11月19日取締役会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金35百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,243	利益剰余金	65	2019年3月31日	2019年6月25日

(注) 2019年6月24日定時株主総会決議（予定）による「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金35百万円が含まれております。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは保険業を中心に事業を行っており、保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性・流動性・収益性の観点から資産運用を行っております。また、生命保険や積立保険のような長期の保険負債にかかわる資産運用を適切に行うため、ＡＬＭ（資産・負債の総合管理）に基づく運用手法により、将来の満期返戻金などの支払いに向けた安定的な収益確保を図っております。

なお、連結子会社においては、財務基盤を更に強固なものとする観点から、主要格付機関から一定の資本性が認められる劣後債（ハイブリッド・ファイナンス）の発行により、実質的な自己資本の増強を図っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社グループが保有する金融資産は主に債券、株式等の有価証券であり、株価・金利・為替など市場の変動により価格が下落するリスク（市場リスク）、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスク（流動性リスク）にさらされております。

また、債券・貸付金等については、発行体・貸付先の信用力の低下や破綻等により、価値が減少するリスク（信用リスク）にさらされております。デリバティブ取引については、主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用しておりますが、同様に市場リスクおよび信用リスクにさらされております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループの企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営（ERM）の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を次のとおり整備しております。

戦略的リスク経営を支えるため、グループ全体のリスクの状況を的確に把握し、各種リスクを統合して管理することなどを定めた「グループERM基本方針」を取締役会において制定しております。また、経営陣がグループ全体のリスクの状況を把握したうえで、適切な意思決定を行うために、グループERM・内部統制委員会を設置し、リスク管理態勢を整備・推進するための部署としてリスク管理部を設置しております。

当社は、資産運用リスクモデルにより、市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスクに加えて、保険子会社が有する積立保険などの保険負債について、資産運用利回りが予定利率を下回るリスクも含めて一元的に管理しており、資産情報を日次で把握し、資産運用リスク量を計測しております。また、グループの経営に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオを設定し、リスクを統合的に評価・計測するストレス・テストを行い、リスク管理に活用しております。

信用リスクについては、特定与信先への集中を管理するためのリミットを設定し、グループ全体で適切に管理しております。

流動性リスクについては、保険子会社に対して、巨大災害発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるよう管理させるなどの態勢を整備しております。

グループ各社は、「グループERM基本方針」をふまえた規程を制定するなど、それぞれの業務内容・規模・特性に応じたリスク管理態勢を整備し、主体的にリスク管理を行っております。特に保険子会社は、経営に重大な影響を及ぼしうる各種リスクについて、それぞれのリスクの特性に応じた管理を適切に実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません ((注)2.参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	971,469	971,469	—
(2) 買現先勘定	64,999	64,999	—
(3) 買入金銭債権	11,869	11,869	—
(4) 金銭の信託	40,993	40,993	—
(5) 有価証券			
売買目的有価証券	198,084	198,084	—
満期保有目的の債券	1,197,758	1,510,109	312,350
責任準備金対応債券	370,080	409,926	39,846
その他有価証券	6,165,141	6,165,141	—
(6) 貸付金	703,255		
貸倒引当金 (※1)	△40		
	703,215	722,531	19,315
資産計	9,723,613	10,095,125	371,512
(1) 社債	510,383	521,433	11,049
(2) 債券貸借取引受入担保金	227,176	227,176	—
(3) 借入金	108,751	108,791	39
負債計	846,312	857,401	11,088
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,838	4,838	—
ヘッジ会計が適用されているもの	11,056	11,056	—
デリバティブ取引計	15,894	15,894	—

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買現先勘定

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買入金銭債権

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産として運用されている預金等については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格等によっております。

(5) 有価証券

公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格および取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 貸付金

貸付金の案件ごとに将来の回収予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先の債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は期末日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該価額をもって時価とする方法によっております。

負債

(1) 社債

取引所の価格および日本証券業協会の公表する価格等によっております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 借入金

借入金の案件ごとに将来の返済予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引は、先物相場および取引先金融機関から提示された価格によっております。

通貨スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建社債（負債）および外貨建借入金と一体として処理されているため、その時価は当該社債および借入金の時価に含めて記載しております。

通貨オプション取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利先物取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格および将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出した時価によっております。

株価指数先物取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。

債券先渡取引は、主に情報ベンダーが提供する価格によっております。

クレジットデリバティブ取引は、主に情報ベンダーが提供する価格によっております。

天候デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

地震デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

ロス・ディベロップメント・カバー取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

パンデミックデリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(5) 有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
株式	49,775
外国証券	19,397
その他の証券	12,013
合計	81,186

株式は非上場株式であり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

外国証券は非上場株式および非上場株式等を主な投資対象とするものであり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

その他の証券は非上場株式等を主な投資対象とするものであり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	4,720円07銭
1株当たりの当期純利益	392円26銭

2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	100,045	25,045	751,128	223,811	△128,182	971,849
当期変動額						
剰余金の配当				△45,208		△45,208
当期純利益				111,321		111,321
自己株式の取得					△39,127	△39,127
自己株式の処分			△50		295	244
自己株式の消却			△164,112		164,112	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	△164,162	66,113	125,279	27,230
当期末残高	100,045	25,045	586,966	289,924	△2,902	999,080

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△34	△34	749	972,563
当期変動額				
剰余金の配当				△45,208
当期純利益				111,321
自己株式の取得				△39,127
自己株式の処分				244
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	14	14	△116	△101
当期変動額合計	14	14	△116	27,129
当期末残高	△19	△19	632	999,693

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (2) その他有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるもの）の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～39年
器具および備品	3年～15年
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
 - (3) 株式給付引当金
「役員株式給付規程」に基づく当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員への当社株式の交付に備えるため、期末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(追加情報)

業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（ＢＢＴ）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し、「役員株式給付規程」（以下「規程」といいます。）を制定し、規程に基づき、将来給付する株式を取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。（以下「本信託」といいます。）

本制度は、規程に基づき、当社グループの取締役（社外取締役を除く）および執行役員にポイントを付与し、そのポイントに応じて、株式を給付する仕組みであります。

(2) 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用およびこれに対応する引当金を計上しております。

当事業年度末に本信託に残存する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、帳簿価額は1,518百万円、株式数は550,100株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	220百万円
2. 保証債務	
子会社であるＳＯＭＰＯケア株式会社の介護施設の入居金返還債務に係る取引銀行の支払承諾に対する連帯保証について8,075百万円、建物賃貸借契約に基づく賃料支払に対する連帯保証について35,575百万円、リース契約に基づくリース料支払に対する連帯保証について40百万円の保証を行っております。	
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	69,244百万円
長期金銭債権	59百万円
短期金銭債務	471百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	126,491百万円
営業費用	1,717百万円
営業取引以外の取引による取引高	20百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類および株式数

普通株式 904,330株

(注) 当期末の普通株式に、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式550,100株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式みなし配当 20,833百万円

投資有価証券評価損 1,068百万円

関係会社株式評価損 633百万円

その他 391百万円

繰延税金資産小計 22,927百万円

評価性引当額 △22,927百万円

繰延税金資産合計 —

繰延税金資産の純額 —

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SOMP Oケア株式会社	所有 直接 100.0%	債務の保証	リース料支払に対する保証(※1)	40	—	—
				支払承諾に伴う保証(※2)	8,075	—	—
				介護施設の建物賃貸借契約の賃料相当額の保証(※3)	35,575	—	—

(※1) 当社はリース料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

(※2) SOMP Oケア株式会社の介護施設の入居金返還債務に係る取引銀行の支払承諾に対して、連帯保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(※3) 当社は賃料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額 2,682円57銭

1株当たりの当期純利益 297円81銭